

(案)

## 物品売買契約書

柏崎市（以下「譲渡者」という。）と（以下「譲受者」という。）とは、譲渡者が所有する車両（以下「譲渡物品」という。）の譲渡について、次の条項により物品売買契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 譲渡者と譲受者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(譲渡物品)

第2条 譲渡物品は、次のとおりとする。

| 自動車名称・型式                      | 規格・付属品                              | 登録番号及び車両番号                 | 数量 |
|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|----|
| ニッサン<br>(シビリアンUD)<br>UD-DVW41 | (1)小型バス(乗車定員26人)<br>(2)付属品: ノーマルタイヤ | 長岡800さ6306<br>DVW41-035150 | 1台 |

(譲渡代金)

第3条 譲渡物品の代金（以下「譲渡代金」という。）は¥ 円とし、その内訳は次のとおりとする。

| 本体価格 | 消費税額 | 自賠償保険料<br>残 額 | リサイクル料金 | 合 計 |
|------|------|---------------|---------|-----|
| 円    | 円    | 円             | 円       | 円   |

(譲渡代金の支払)

第4条 譲受者は、前条の譲渡代金を譲渡者の発行する納入通知書により、その指定期限（契約締結の日から30日以内）までに支払わなければならない。

(譲渡物品の所有権移転及び引渡し)

第5条 譲渡物品の所有権は、譲受者が前条の規定による譲渡代金の支払を完了したときに譲渡者から譲受者に移転する。

- 譲受者は、譲渡代金の支払を完了したときは、速やかに譲渡者に対しその旨を通知しなければならない。
- 譲渡者は、前項の規定により譲渡代金の支払を確認したときは、速やかに譲渡物品を譲受者に引き渡すものとする。

(自動車登録の名義変更)

第6条 譲渡物品の所有権が譲渡者から譲受者に移転してから、自動車登録の所有名義人を譲渡者から譲受者に変更するまでの一切の手続は、譲受者が行う。

2 譲受者は、自動車登録の所有名義人を譲受者に変更したときは、速やかに譲渡者に届け出し、名義変更の確認を受けるものとする。

(危険負担)

第7条 譲渡物品の所有権が譲渡者から譲受者に移転したときに、危険負担は譲受者に移転するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 譲渡者は、譲渡物品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）について、交換又は補修の責任を一切負わないこととし、譲受者は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

(譲渡者の任意解除権)

第9条 譲渡者は、譲渡物品の所有権移転及び引渡し、自動車登録の名義変更の確認が完了するまでの間は、次条又は第11条によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 譲渡者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、譲受者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(譲渡者の催告による解除権)

第10条 譲渡者は、譲受者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 期限又は期限内に契約を履行しないとき。
- (2) 契約の履行をするに当たってこれを粗雑にし、又は不正があったとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(譲渡者の催告によらない解除権)

第11条 譲渡者は、譲受者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の履行がされないことが明らかであるとき。

- (2) 譲受者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 譲受者の債務の一部の履行が不能である場合又は譲受者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、譲受者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 第17条の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、譲受者がその債務の履行をせず、譲受者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第13条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 譲受者が次のいずれかに該当したことが判明したとき。
  - ア 役員等（譲受者が個人である場合にはその者を、譲受者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

（譲渡者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が譲渡者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、譲渡者は、全2条の規定による契約の解除をすることができない。

（譲受者の催告による解除権）

第13条 譲受者は、譲渡者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、

その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(譲受者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第13条に定める場合が譲受者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、譲受者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(譲渡者の損害賠償請求等)

第15条 譲渡者は、譲受者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間内に履行することができないとき。
- (2) 契約不適合があるとき。
- (3) 第10条又は第11条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 譲受者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 譲受者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 譲受者について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして譲受者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は通用しない。

4 第4条の規定による譲渡代金の支払が遅れた場合においては、譲渡者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により決定された率の割合で計算した額の遅延利息の支払を譲受者に請求することができるものとする。

(譲受者の損害賠償請求等)

第16条 譲受者は、譲渡者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして譲渡者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 譲受者は、契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ譲渡者の承認を得た場合は、この限りでない。

(諸費用)

第18条 譲渡物品の所有権が譲渡者から譲受者に移転してから、自動車登録の所有名義人を譲渡者から譲受者に変更するまでの一切の費用、自賠責保険の加入、譲渡物品の引渡し及びこの契約の締結に要する費用は、譲受者の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約について疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項については、譲渡者と譲受者との協議の上、決定する。

上記契約の証として、本証書2通を作成して譲渡者、譲受者各1通を保有するものとする。

令和8（2026）年6月 日

譲渡者 新潟県柏崎市日石町2番1号  
柏崎市  
柏崎市長 櫻井雅浩 ⑩

譲受者 住所  
氏名